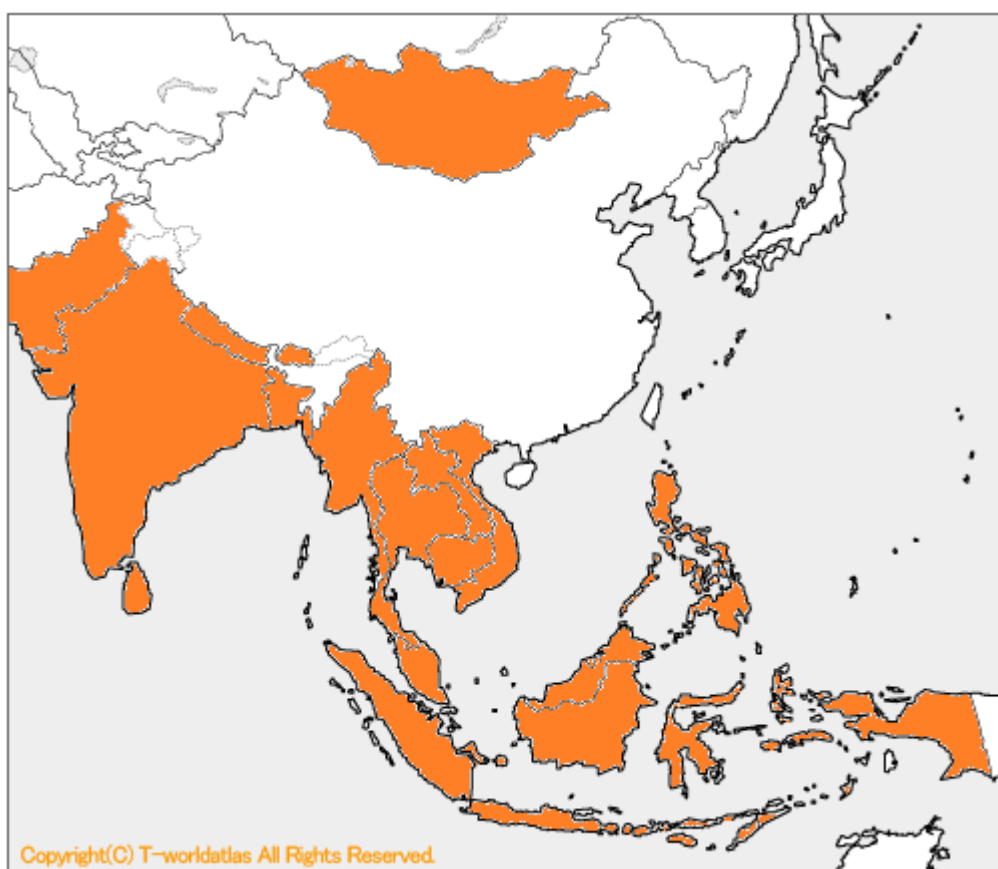


九州産業大学

九州産業大学造形短期大学部

2019年度 「飛び出せ！世界へー留学支援プログラム」 募集要項



国際交流センター

| | | |
|--------|---------|----------------|
| 申請受付期間 | 【前学期申請】 | 2019年 6月21日(金) |
| | 【後学期申請】 | 2019年10月25日(金) |

2019年度「飛び出せ！世界へー留学支援プログラム」 募集要項

1. 目的

本学の日本人学生が、自身で企画した、アジアの開発途上国等で異文化を学ぶことにより国際的な視野を育むとともに、将来の人生観に好影響を与える個人留学に対して、経済的支援を行う。

2. 支援する個人留学の内容

- (1) 学生自身が企画した留学であること
- (2) 主に次の内容であること
 - ・ インターンシップ
 - ・ ボランティア活動（通訳、日本文化紹介、被災者支援、自然環境保護など）
 - ・ 語学研修
 - ・ 学術研修（芸術的・技術的技法）
 - ・ その他、国際的視野を広め、自身の人生観に好影響を与える留学など
- (3) 留学先（次のアジア地域「18カ国」）

インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス
※但し、外務省が指定する危険地域及び留学先としてふさわしくない都市は除く。

- (4) 留学の期間
原則として、次の休業期間中における1ヵ月以内の渡航に限る。
 - ①前学期申請対象：夏季休業期間
 - ②後学期申請対象：春季休業期間

3. 経済的支援の内容

- (1) 渡航費用：旅費（交通費・宿泊費の実費）の半額（上限12万円）
- (2) 海外渡航保険料：本学負担
- (3) 支援人数：原則として20名以内。

4. 申請資格及び条件

- (1) 学部（含む造形短期大学部）の2年次以上に在学する日本人学生。
- (2) 前年度のGPAが2.0以上かつ下表に定める各学年の修得基準単位数を満たす者。

| 申請時の学年等 | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| | 前期申請 | 後期申請 | 前期申請 | 後期申請 | 前期申請 | 後期申請 |
| 修得基準単位数 | 31 | 47 | 62 | 78 | 93 | 109 |

- (3) 本学の授業料、その他の納付金を納めた者。
- (4) 渡航中の安全に十分配慮できる者。
- (5) 海外旅行保険に加入する者。
- (6) 本学が実施する渡航前オリエンテーションを受講できる者
- (7) 渡航後に、国際交流センターが実施する留学フェア等で留学体験の報告ができる者。

5. 選考方法等（選考時期：前期7月・後期11月）

- (1) 第一次選考（書類選考）
- (2) 第二次選考（面接試験）
面接の日時・場所等については、第一次選考合格者に対しK's Lifeにて通知する。
- (3) 選考結果
選考結果の発表結果については国際交流センター掲示板に掲示する。なお、可否に関する問い合わせには一切応じない。

6. 申請受付期間及び提出先

| | |
|--------|--|
| 申請受付期間 | 【前学期申請】 2019年6月3日（月）～2019年6月21日（金） |
| | 【後学期申請】 2019年10月1日（火）～2019年10月25日（金） |
| 提出先 | 国際交流センター（中央会館2階）及びグローバルプラザ（2号館1階） （窓口時間：平日9:00～16:30） |

7. 提出書類

- (1) 留学企画書
- (2) 誓約書
- (3) 留学費用の見積書等（渡航費・宿泊費・保険料等詳細が分かるもの）
- (4) パスポートのコピー（所持者のみ）
- (5) 語学能力に係る検定試験を過去に受験したことがある者は、当該スコアシート又は合格証のコピー（A4サイズ）

8. 留意事項

(1) 渡航の中止・帰国命令等について

国際情勢の重大な変化、テロリズム等により留学に支障があると認められる場合、渡航前にあつては、その渡航について中止し、また渡航中にあつては、その渡航を中止し帰国命令を出す場合がある。その際は、必ずその指示に従わなければならない。

(2) 支援金の返還について

支援金については、以下のとおり取り扱う。

- ① 渡航前において、大学による中止決定、本人の事情による辞退、及びその他の事由により留学できなくなった場合、支援金を返還しなければならない。
- ② 渡航後において、渡航先における在留資格の喪失、法令違反、その他の事由により留学を取り消された場合、及び本人の事情により定められた留学期間を満たすことなく帰国した場合、支援金の返還を求める場合がある。その場合、支援金を返還しなければならない。

9. 個人留学に関する問い合わせ先

九州産業大学 国際交流センター事務室（中央会館2階）

〒813-8503

福岡市東区松香台二丁目3番1号 TEL 092-673-5588（直通）